

意見書

平成23年4月4日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 たなか たかし
田中 孝司

メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

検証結果案	意見
はじめに	<p>競争セーフガード制度は、電気通信事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的としていますが、これまで接続事業者から公正競争上問題がある事案について重ねて指摘があったとしても、毎年「十分な論拠が得られない」等の考え方が示されて「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、監督官庁である総務省からNTT東・西に対して能動的な調査や実効的な監視が行われることはありませんでした。</p> <p>さらに、総務省がNTT東・西に対して要請して報告を受けた内容については詳細に開示されることはなく、また、その報告内容についてその後のセーフガードの検証において継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等のPDCAサイクルを着実に実施することもありませんでした。このような状況の下、一昨年にNTT西日本における接続情報の目的外利用の事案が発生したことから見ても、本制度によって公正競争要件の有効性・適正性を確保されているとは到底言えず、制度そのものが形骸化していると認識せざるを得ません。</p> <p>そのため、本制度におけるこれまでの検証プロセスを見直し、NTTグループによる反競争的な行為に対する禁止行為規制等の適用を徹底すべきと考えます。</p> <p>一方で、昨年12月に取りまとめられた『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』を踏まえ、今次国会に提出された電気通信事業法等改正案に、機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が盛り込まれたことにより、これまで本制度の検証結果を受けてNTT東・西に行われた行政指導に対応する措置が一定程度なされることとなります。これは、今後整備される関連省令やガイドラインにおいて実効的な規定がなされることを前提とすれば、公正競争の実現に向けて確実に一歩前進していると言え、一定の評価ができるものと考えます。</p> <p>しかしながら、実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTTドコモの子会社等への禁止行為規制の適用や、NTTグループドミナンスへの対応の強化については本改正においても十分には措置されていないことから、直ちに電気通信事業法の改正やガイドラインの見直し等を行うことが必須と考えます。</p> <p>加えて、今回のNTT法改正案では活用業務の認可</p>

		<p>制が届出制に緩和されることとなっていますが、そもそも、持株体制でグループ一体経営を行うことができる組織形態を残したままで、活用業務を認めたことは、NTT再編の趣旨を蔑ろにするものであり、むしろ、これまで認可されてきた活用業務は公正競争に支障を生じさせており大きな問題であることから、本来同制度は直ちに廃止すべきものです。</p> <p>直ちに廃止ができないのであれば、当面の最低限の措置として、NTT東・西による実施が禁止されている放送業務や、当然禁止すべきISP業務といった具体的な業務内容を活用業務ガイドラインに明記すべきと考えます。</p>
<p>(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p>	<p>現在の日本のモバイル市場においては、25%程度のシェアしか持たない事業者については、市場支配力を持つとは言えないことから、25%という閾値を以って第二種指定電気通信設備制度を運用することは適切ではありません。</p> <p>指定要件を見直さずに現行の制度を運用するのであれば、MNO間の公平性が担保されているかについて引き続き留意していくことが重要です。</p>
	<p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>移動体事業者網との接続条件等については、事業者間の合意形成を尊重する必要があると考えます。</p> <p>「パケット着信機能」及び「IMEI通知機能(端末情報提供機能)」についても、移動体事業者は、接続事業者から事業者間協議において具体的な要望を受けた後、技術的・経済的な側面からその実現可能性、対応の可否等を検討することとなります。</p> <p>移動体事業者側に要求される条件や、その必要性等が不明確なまま、当該機能を「注視すべき機能」ひいては「アンバンドルすべき機能」に位置づけることは、二種指定事業者に対する過剰な規制となるため不適当であると考えます。</p>
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証</p>	<p>ア NTT東西に所要の措置を要請する事項 イ 引き続き注視する事項 ウ その他の事</p>	<p>今回の改正案において機能分離の実施や子会社等の一体経営への対応を含むNTTグループに対する禁止行為規制等の公正競争ルール運用について、PDCAを回す仕組みを確立し、実効性を持つものとするよう、以下の対応を要望します。</p>

<p>項</p>	<p>①NTT東・西による具体的な報告内容の義務付け</p> <p>これまで、総務省は、競争セーフガード制度の検証結果を踏まえ、NTT東・西に対して行政指導を行ってきたところですが、その内容を見るとNTT東・西の自己申告で報告させるだけといった緩やかな措置しか講じられておらず、総務省による事後的な検証は徹底されていないことから、NTT東・西に対する再指導や厳格な措置等が十分に実施されていない結果となっています。</p> <p>行政指導に対するNTT東・西からの報告については一部開示がなされているところですが、当該内容を見る限り、「周知・遵守徹底を指示」、「公正競争確保のための適切な措置を講じている」と記載してあるだけであつて、行政指導を受けた事案の実態を把握するには全く不十分な情報に過ぎません。</p> <p>このような報告内容のままでは、電気通信事業法改正案第31条第7項の規定によって、NTT東・西に対して禁止行為や機能分離の遵守徹底のための措置や実施状況の報告を義務付けたとしても、総務省において実態が把握できないことから、今後何らかの省令やガイドライン等において、以下を始めとする詳細な情報の報告等を義務付ける等により公正競争確保の実効性を担保できる運用を可能にする体制を整備することが必要であると考えます。</p> <p>◆社内体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種システムの閲覧制限状況とその体制や基準 ・内部監査、外部監査、監査役による監査結果等のガバナンスの状況 (NTT東・西の設備利用部門と接続事業者との間で、情報(エリア展開情報、配線区画情報等)が同時期に同内容が提示されているか否か等) ・利用部門、設備部門に対して取られた措置の評価、モニタリング状況 ・利用部門、設備部門間の物理的ファイアーウォール(執務室の分離、指紋認証等)の実施状況 ・116窓口での対応状況のログ <p>◆取引情報</p>
----------	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・契約情報(特に外部委託情報(子会社、グループ会社含む)、代理店契約情報) ・社内取引、親子間取引の明細 ・代理店(ドコモショップ含む)への奨励金の支払等取引状況 <p>◆人事情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東・西と子会社間の兼務、転籍情報 ・NTT東・西、子会社における利用部門と設備部門の異動情報 <p>◆営業・会議情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営会議、取締役会、グループ会社間会議における議事録 ・営業活動状況(代理店への営業活動も含む) <p>②公開された審議の場の設置について</p> <p>上述のように、NTT東・西から総務省に対して禁止行為・機能分離の遵守状況について詳細に報告されたとしても、これまで同様に総務省内に閉じたままで検証されて結論が出されるままでは、競争事業者にとっての問題が解決されているか否かが外部からは検証不可能であるため透明性が不十分となることが懸念されます。</p> <p>このため、PDCAを回す仕組みを確立するという観点から、NTT東・西から報告された内容を含む本制度で指摘された事項と検証結果を総合的にチェックするために、審議会下の専門委員会または既存の紛争処理委員会といった、公開された審議の場を設けることが必要と考えます。</p> <p>その場においては、NTT東・西の機能分離や子会社等に係る管理・監視体制が確実に実施されているか、事業者からの指摘事項を踏まえた競争セーフガード制度の検証結果が妥当であるか、届出された活用業務が公正競争上問題がないか等を競争事業者等からの意見を踏まえながら有識者等の外部専門家が審議し、疑義があると認められる場合は、当事者へのヒアリングや追加情報の提示を求めることができるようにして、NTTグループにおける競争阻害行為の抑止を図るべきと考えます。</p>
--	--	--

		<p>③「電気通信分野における競争の促進に関する指針」の見直し</p> <p>NTT東・西およびその子会社等については、今回の改正によって規制が一定程度強化される見込みですが、上位レイヤーサービスを活用した、禁止行為規制の対象であるNTTドコモとNTTコムとのグループ連携や、NTTファイナンスを活用したグループ連携等のグループドミナンスに関する排他性の問題については依然解決されないままとなっています。このように、ドミナント事業者がグループ連携を通じて総合的な市場支配力を行行使す問題が存在しているため、引き続き行為規制が必要と考えます。</p> <p>例えば、後者のような連携については、形式的にはグループ会社以外も参加可能であることを以って直ちに「排他的」でないと判断されているところですが、競合する事業領域の多い事業者が参加することは事実上あり得ないことから、実質的には競争事業者を排除する排他的な行為であり電気通信事業法第30条第3項に抵触すると考えます。</p> <p>上述のような事例については、直ちに電気通信事業法を改正して明確に禁止または公正競争担保措置を条件に実施を認めるとすべきですが、それまでの暫定的な当面の措置として、公正取引委員会と総務省が共同で策定した「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において公正競争上直ちに問題となる具体的事例として記載する等の措置を講ずることを要望します。</p>
--	--	--

以上